

長根公園 <長根野球場>

令和元年10月1日現在

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 施設内容 | 両翼91m、センター120m、11,000人収容、夜間照明施設 |
| 利用種目 | 野球                              |
| 利用期間 | 4月中旬から11月中旬まで                   |
| 休場日  | なし                              |
| 利用時間 | 午前9時から午後9時まで                    |

利 用 料 金 表

|                          |          | [個人利用料金/1人1時間当たり] | [貸切利用料金/1時間当たり]   | 一般・大学生   | 高校生以下    |
|--------------------------|----------|-------------------|-------------------|----------|----------|
| 野<br>球<br>場              | /        | /                 | ◎アマチュアスポーツに使用する場合 |          |          |
|                          |          |                   | 入場料を徴収しない場合       | 960 円    | 760 円    |
|                          |          |                   | 入場料を徴収する場合        | 2,900 円  | 2,320 円  |
|                          |          |                   | ◎催し物に使用する場合       |          |          |
|                          |          |                   | 入場料を徴収しない場合       | 4,830 円  | 3,860 円  |
|                          |          |                   | 入場料を徴収する場合        | 14,510 円 | 11,600 円 |
| ◎興行又はこれに類するものに<br>使用する場合 | 29,020 円 | —                 |                   |          |          |
| 管<br>理<br>棟              | /        | /                 | ◎アマチュアスポーツに使用する場合 |          |          |
|                          |          |                   | 入場料を徴収しない場合       | 340 円    | 270 円    |
|                          |          |                   | 入場料を徴収する場合        | 1,030 円  | 820 円    |
|                          |          |                   | ◎催し物に使用する場合       |          |          |
|                          |          |                   | 入場料を徴収しない場合       | 1,730 円  | 1,380 円  |
|                          |          |                   | 入場料を徴収する場合        | 5,190 円  | 4,150 円  |
| ◎興行又はこれに類するものに<br>使用する場合 | 10,380 円 | 8,300 円           |                   |          |          |

【備 考】

- ※貸切使用の申請期間は、使用開始日3ヶ月から8日前です。
- ただし、申請期間終了後でも管理上支障がなければ使用可能ですので、お問い合わせください。
- ※土曜日、日曜日及び祝日にアマチュアスポーツ以外に貸切使用する場合の利用料金は、通常の2割増となります。
- ※貸切使用する場合の照明に係る電気料は、別に実費を徴収いたします。
- ただし、アマチュアスポーツに使用する場合で、入場料を徴収しないときは、実費の半額となります。
- 詳しくは、施設にお問い合わせください。
- ※設備・器具等の利用料金については、<スポーツ用具・設備等利用料金一覧>をご覧ください。

【貸切利用/問い合わせ先】

八戸市体育館事務室 (電話:0178-22-7181)